よくあるご質問について（FAQ）

よくあるご質問についてお答えしております。ご不明な点につきましてはまずこちらをご覧ください。

No.	質問	回答
1	・応募する横断歩道橋は2ヶ所以上でも可能でしょうか。 ・可能の場合、申請書類一式は応募する横断歩道橋ごとに必要でしょうか。	一つの法人が同時に二橋以上の横断歩道橋の通称名を提案（応募）することは可能です。 その場合、申請書類のうち③法人概要【様式３】⑤市税の滞納無証明書、⑥履歴（現在）事項全部証明書、⑦印鑑証明書、⑧国税の納税証明書（その３の３）、⑩損益計算書・賃借対照表については、１部のみの提出で構いません。
2	・標示する企業ロゴはイメージキャラクターロゴでも可能でしょうか。	募集締切り後に開催される審査会において、岡山市広告掲載要綱等に照らし合わせて審査し、問題がないと判断された場合には標示可能となります。 なお、ロゴは他の企業等により商標登録や意匠登録がされていないデザインである必要があります。 また、ロゴの短辺は30cm以内、使用できる色は彩度8未満に限られますので、事前にロゴの縦横比や色彩をご確認のうえ提案してください。
3	・募集要項⑹通称名標示等にかかる諸経費の負担について、申請手数料、施工費、通称名標示の維持修繕費、撤去・原状回復費について概算費用を教えてください。	申請手数料は無料ですが、提出書類の中で、納税証明書、履歴事項全部証明書、印鑑証明書などの交付手数料及び申請書類の郵送料、広告代理業を営む法人等に申請手続を委任する場合の費用は協力企業の負担となります。 施工費及び通称名標示の維持修繕経費、撤去・原状回復費については協力企業側で施工業者を選定し、費用算定を行ってください。

4	・施工や点検を実施する業者について協力企業が手配する必要があるのでしょうか。 ・協力企業が手配する場合、業者を紹介してもらうことは可能でしょうか。	岡山市が施工業者を紹介することはできませんが、以下のホームページで岡山市屋外広告業登録（届出）簿を公開していますので、業者選定の参考としてください。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028921.html なお、維持修繕費のうち年１回以上の目視点検については、協力企業側で横断歩道橋の桁面に貼り付けた通称名標示シールに損傷や浮きなどの不具合がないかを、地上から観察することによる実施を想定しており、専門家に依頼する必要はありません。